

## 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の概要

### 1 経緯

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び同法附則第61条第1項に規定する年金である給付（以下「改正前地共済法による職域加算額等」という。）については、平成27年10月1日の同法の施行後、地方公務員共済組合が支給することとされ、その年金額の水準については、被用者年金制度の一元化後の厚生年金保険制度における年金額の再評価に係る規定を適用し、毎年度4月に賃金や物価の動向に応じて再評価率を改定することとされた。

今回、国民年金法施行令等の一部を改正する政令案により、平成29年4月から適用される厚生年金の再評価率の改定が行われることにより、改正前地共済法による職域加算額等の年金額の水準も改定されることとなる。

他方、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年改正法」という。）附則第98条第1項に規定する給料年額改定率（※）については、被用者年金の一元化後は、「平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令」（平成28年政令第132号）により規定されており、平成29年4月から適用される当該給料年額改定率の改定を行うためには、同令を改正する必要がある。

※ 退職年金など昭和60年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法による年金（既裁定年金）の額を算定する際に用いる改定率。退職年金の算定基礎となる給料年額について、昭和60年度水準から現在水準にスライドさせるための率である。

また、地方議会議員年金制度については、平成23年6月1日をもって制度が廃止されたが、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講ずることとされたところ。

この経過措置として支給する地方議会議員の年金額についても、廃止前と同様、物価変動率を参酌して改定することとされている。

### 2 改正の概要

1) 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）の一部改正（第1条関係）

- ・地方公務員共済組合等による厚生年金積立金等資金等の運用方法の追加（令第16条の2）
- ・その他規定の整備

- 2) 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 23 年政令第 151 号）の改正内容
- ・物価変動率による改定規定を適用する場合に係る平成二十九年度における地方議会議員の年金の額等を改定（令附則第 2 条の 2）
- 3) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）の改正内容
- ・改正前地共済法による職域加算額に係る規定の整理（令第 7 条等）
  - ・その他規定の整備
- 4) 平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の改正内容
- ・平成 29 年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定

### 3 スケジュール

閣議日 : 平成29年 3 月 28 日（火）

施行期日 : 平成29年 4 月 1 日（土）